

生命保険金の分割

Q : 先日、父親が亡くなり、生命保険金を受け取りました。

保険金の額が大きいので相続人で分割したいのですが、生命保険金は分割の対象にならないと聞きました。本当ですか。

A : 生命保険金は基本的には遺産分割の対象にはなりません、一定の保険契約については分割が必要になります。

【解説】

①受取人が指定されている場合

生命保険金は、保険会社と契約者との間で締結された保険契約に基づき、被保険者の死亡を保険事故として保険会社から支払われるものです。したがって、保険事故の発生に伴い支払われる生命保険金は、保険金受取人の固有の財産となりますから遺産分割の対象とはなりません。

②受取人が「相続人」となっている場合

保険契約上、保険金の受取人が「相続人」となっている場合は、保険金は各相続人が法定相続分に応じて取得することとなっています。したがって、この場合も上記と同様、分割の対象とはなりません。

③受取人が「被相続人」となっている場合

契約者及び保険金の受取人が「被相続人」となっている場合は、その保険金は被相続人の相続財産として扱うこととされています。したがって、この場合には遺産分割の対象となりますので、各相続人は分割協議を行わなければなりません。

